土木工事に伴う埋蔵文化財の届出等の手続きの流れ

佐倉市 魅力推進部 文化課（令和6年4月改正）

土木工事の計画

⇩

計画地が遺跡の範囲に該当するか確認
（方法）①窓口 ②FAX ③文書 埋蔵文化財の取扱いについて（確認）

⇩

遺跡の範囲に該当する。→**【届出必要】**

⇩

（工事主体者（施主）から市へ）
埋蔵文化財発掘の届出について
（文化財保護法93条に基づく届出）
※工事着工の60日前までに届出。

⇩

（市から県へ）
・必要に応じて試掘を行う（市負担）。
・試掘結果や事業地の状況を添えて
届出を提出。
（県→市→工事主体者（施主））
県が取扱いを決定し、市経由で工事主体者（施主）に通知。

⇩

発掘調査の通知 | **工事立会**の通知 | **慎重工事**の通知

⇩

（工事主体者（施主）から市へ）
埋蔵文化財調査実施依頼書 、
試掘・発掘調査承諾書（土地所有者の承諾を得る書類）提出
（市から県へ）文化財保護法99条に基づく通知

⇩

確認調査の実施

⇩

本調査の実施 | **地下保存** | **本調査不要**

⇩

発掘調査終了確認 | 保存協定、工事立会等 | 発掘調査終了確認

⇩

工事着工 、 整理作業・報告書刊行

・遺跡の範囲に該当しない。
・遺跡の範囲に該当するが、発掘調査が完全に終了している。
→【届出不要】
※発掘調査が行われたことがある場所でも、埋蔵文化財が地下に保存されている場合は届出が必要。

⇩

工事着工
※新たに埋蔵文化財が出土した場合は、工事を止め、文化課に連絡・協議。

調査にかかる費用の負担については、別紙「発掘調査の費用負担について」参照。

このフローは埋蔵文化財の取扱いについて、基本的な手続きの流れを示したものです。遺跡の性格や地形、工事内容等によっては、手続きが異なる場合があります。
詳細は、佐倉市 魅力推進部 文化課の担当職員にお問い合わせください。
（043－484－6192）